

用地調査等業務共通仕様書中「本文」 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1条から第73条まで 略</p> <p>(生産設備)</p> <p>第74条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>現況測量等</u>を行う。</p> <p>二から八まで 略</p>	<p>第1条から第73条まで 略</p> <p>(生産設備)</p> <p>第74条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>平板測量等</u>を行う。</p> <p>二から八まで 略</p>
<p>第75条 略</p> <p>(庭園)</p> <p>第76条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>現況測量等</u>により行うものとする。</p> <p>二から五まで 略</p>	<p>第75条 略</p> <p>(庭園)</p> <p>第76条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>平板測量</u>により行うものとする。<u>ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。</u></p> <p>二から五まで 略</p>
<p>第77条から第102条 略</p> <p>(営業に関する調査)</p> <p>第103条 <u>営業に関する調査は、別記4に定める営業補償調査算定要領（以下「営業要領」という。）により行うものとする。</u></p>	<p>第77条から第102条 略</p> <p>(営業に関する調査)</p> <p>第103条 <u>法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p>一 <u>営業主体に関するもの</u></p> <p><u>(1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日</u></p> <p><u>(2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日</u></p> <p><u>(3) 資本金の額</u></p> <p><u>(4) 法人の組織（支店等及び子会社）</u></p> <p><u>(5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金</u></p>

(6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

(1) 業種

(2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

(3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）

(4) 品目等別の売上構成

(5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第11号の1から第11号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

(1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。

(2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写

(3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

(4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

イ 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳

ロ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳

四 その他補償額の算定に必要となるもの

2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。

3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。

一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

4 前3項の調査に当たっては、別記4営業調査算定要領により行うものとする。

第104条から第105条まで 略

第104条から第105条まで 略

(調査書の作成)

第106条 営業に関する調査書は、第103条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。

2及び3 略

(補償額の算定)

第107条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。

2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。

第108条から第161条 略

提出書類一覧表 略

(調査書の作成)

第106条 営業に関する調査書は、第103条の調査結果を基に営業調査表(様式第11号の1から第11号の4)に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

2及び3 略

(補償額の算定)

第107条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。

2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。

3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。

第108条から第161条 略

提出書類一覧表 略

別紙1 成果品一覧表

1及び2 略

区 分	業 務	成 果 品 の 名 称	様 式 等	備 考
-----	-----	-------------	-------	-----

(※表中の区分「第3章 権利調査」から「第6章 建物等の調査」まで 略)

第7章 営業その他 の調査	営業に関する 調査	営業調査総括表		別記4 営業補償調査算定要領参照
		損益計算書比較表		
		仕入先調査表		
		従業員調査表		
		営業補償金算定書(営業廃止の補償)		
		営業補償金算定書(営業休止の補償)		
		営業補償金算定書(営業規模縮小の補償)		
		固定的経費内訳書		
		固定的経費付属明細書		
		従業員に対する休業手当相当額算定書		
		認定収益額算定書		
		得意先喪失補償額算定書(1)製造業		
		得意先喪失補償額算定書(2)建設業		
		得意先喪失補償額算定書(3)卸・小売業		
		得意先喪失補償額算定書(4)飲食・サービス業		
		費用分解一覧表		
		固定資産等の売却損補償額算定書		
		移転広告費等算定書		
		移転工程表		
		その他必要とする資料		

(※ 以下、表 略)

様式第1号から様式第10号の4まで 略

別紙1 成果品一覧表

1及び2 略

区 分	業 務	成 果 品 の 名 称	様 式 等	備 考
-----	-----	-------------	-------	-----

(※表中の区分「第3章 権利調査」から「第6章 建物等の調査」まで 略)

第7章 営業その他 の調査	営業に関する 調査	営業調査総括表	様式第11号の1 様式第11号の2	別記4 営業調査算定要領参照
		事業概要説明書		
		従業員調査表	様式第11号の3	
		設備、機械器具調査表		
		生産及び販売実績調査表		
		受注又は顧客動向調査表		
		在庫率及び回転率調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		
		固定資産及び流動資産調査表		
		仕入先調査表	様式第11号の4	
		業種別算定(1)製造業	別記様式4-1-1	
		業種別算定(2)卸・小売業	別記様式4-1-2	
		業種別算定(3)飲食・サービス業	別記様式4-1-3	
		業種別算定(4)建設業	別記様式4-1-4	
		営業補償金額総括表	別記様式4-2	
		事業所及び営業概況書		
		営業補償方法認定書		
		移転工法別経済比較表	別記様式4-3	
		認定収益額算定表	別記様式4-4	
		固定的経費内訳表	別記様式4-5-1	
		固定的経費付属明細表	別記様式4-5-2	
		固定資産の売却損補償内訳書	別記様式4-6	
		人件費内訳書	別記様式4-7	
		移転広告費内訳書	別記様式4-8	
		移転工法表		
		損益計算書比較表	別記様式4-9	
その他必要とする資料				

(※ 以下、表 略)

様式第1号から様式第10号の4まで 略

様式第11号 (削除)

様式第11号の1 (第103条, 第106条関係)

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者		
名称		法人 個人 資・自	代表者名	住所	番()	
営業曜日			開業年月日	資本金		
所属 (組合・団体)名			従業員数	専従面積等		
所在地 住所 番 号	営業所名		所在地			
	営業曜日		製造の 許認可等	従業員数		
本表の調査 対象となる 範囲						
所得性 を 認	業種	年	年	年	主な 債 権 の 品 目 と 残 高 の 概 算 を 示 す	
	原料調入手					主な債 権 の 品 目 と 残 高 の 概 算 を 示 す
	投資金	円	円	円		主な債 権 の 品 目 と 残 高 の 概 算 を 示 す
	投資実績					主な債 権 の 品 目 と 残 高 の 概 算 を 示 す
	市町村					主な債 権 の 品 目 と 残 高 の 概 算 を 示 す
所得 の 計 算	項目	年	年	年	備 考	
	売上高		円	円		
	売上補助金					
	当期製造原価					
	当期仕入額					
	期首補助金					
	営業利益					
	営業費					
営業所得						
業 上 高 の 算 出 率	商売の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)	平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)				
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人1か月 (又は1日) 平均売上高 (円)				
	専従面積によるもの (専従面積により売上高が左右される場合)	1か月平均 (m ²) 当たり売上高 (円)				
	実数によるもの (1人の人数又は従業員数がほぼ同一の場合)	1か月 (又は1日) 平均実数 (人) 料金等 (円)				

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格のA4番紙とする。

【削除】

様式第11号の2（第103条, 第106条関係）

営業調査総括表（2）

開業方法	国内		代金決済方法	現金		開業法	県内		
	外交			準備			地方		
	通債			月賦			輸出		
	その他			その他			その他		
得意先の状況		売上における地元固定資産の割合（ <u> </u> ％）		営業の季節的変動		売上の多い時期（月～月）		売上の少ない時期（月～月）	
営業費明細				営業用固定資産明細					
目		金額		目		金額		目	
給料・手当		円		公租公費		円		賃料	
遊休・減価				基本料金				減価償却費	
消耗品費				設備修繕費				雑管理費	
水道光熱費				雑管理費				法定福利費	
賃借料				賃借料				固定資産	
運賃・交通費				固定資産				設備合算	
接待交際費				設備合算					
運賃主費									
雑費									
公租公費									
その他				その他					
社				社					
固定資産				流動資産					
現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額		売却価格の総額			
円		円		円		円			
主な取引金融機関									
労働協約等の内容		労働協約あり・なし							
		就業規則あり・なし							
		雇用契約あり・なし							
		その他の							
立地条件等		立地条件							
		地質的特徴							
		その他の							
その他の									

〔注〕用紙の大きさは、日本産業規格A判4番紙とする。



用地調査等業務共通仕様書中「別記4 営業補償調査算定要領（※制定（営業調査算定要領は廃止））」 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>【制定】 「別記4 営業補償調査算定要領」 ※別添のとおり</p>	<p>【廃止】 「別記4 営業調査算定要領」 ※別添のとおり</p>

用地調査等業務共通仕様書中「別記9 機械設備調査算定要領」 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1条から第7条まで 略</p> <p>第8条 機械設備の復元費及び再築費は、次に掲げる式により算定した額とする。 一及び二 略</p> <p>2 機械設備の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。</p> <p>式 略</p> <p>一 経過年数 既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入（新品としての購入とする。）から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。</p> <p>二 標準耐用年数 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表－1の<u>機械設備標準耐用年数表</u>を適用して求めるものとする。 ただし、<u>機械設備標準耐用年数表</u>によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。</p> <p>第9条から第12条まで 略</p>	<p>第1条から第7条まで 略</p> <p>第8条 機械設備の復元費及び再築費は、次に掲げる式により算定した額とする。 一及び二 略</p> <p>2 機械設備の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。</p> <p>式 略</p> <p>一 経過年数 既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入（新品としての購入とする。）から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。</p> <p>二 標準耐用年数 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表－1の<u>機械設備等標準耐用年数表</u>を適用して求めるものとする。 ただし、<u>機械設備等標準耐用年数表</u>によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。</p> <p>第9条から第12条まで 略</p>
<p>別添1及び別添2 略</p>	<p>別添1及び別添2 略</p>

別表 1

機械設備標準耐用年数表

区分	年数
1 食料品製造業用設備	29
2 飲料、たばこ又は製紙製造業用設備	29
3 繊維工業用設備	
繊維機械製造設備	
黒鉛化炉	9
その他の設備	29
その他の設備	29
4 木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	29
5 窯又は陶磁器品製造業用設備	32
6 パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	35
7 印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	12
製本業用設備	20
新聞業用設備	
モノタイプ、写真又は通信設備	9
その他の設備	29
その他の設備	29
8 化学工業用設備	
息筒、よう素又は塩素、息筒若しくはよう素化合物製造設備	14
塩化りん製造設備	12
活性炭製造設備	14
ゼラチン又はにかわ製造設備	14
半導体用フォトリソスト製造設備	14
フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	14
その他の設備	29
9 石炭製品又は石炭製品製造業用設備	29
10 プラスチック製品製造業用設備(他の区分に掲げるものと除く。)	29
11 ゴム製品製造業用設備	26
12 衣類、たばこ、たばこ製品又は皮革製造業用設備	26
13 皮革又は土石製品製造業用設備	26

別表 1

機械設備等標準耐用年数表

単位：年

区分	年数	区分	年数
01 食料品工業			
食肉又は食肉処理用設備	21	マカロニ類又は即席めん類製造設備	21
魚類処理用又はマヨネーズ製造設備	18	その他のめん類、めん類又は麵化学製造設備	25
市販用製造機及び乳飲料、乳飲料飲料その他の乳製品製造設備(単乳設備を含む。)	21	抄粉製造設備	25
水産物製品、つくば系、華天その他の水産食品製造設備	18	抄粉用製造設備	20
つげ物製造設備	16	水あめ、まどう糖又はカラムール製造設備	25
トマト加工品製造設備	18	アイス又は菓子類製造設備	21
その他の果菜又は果菜処理用設備		菓茶製造設備	18
むろ内用バナナ熟成装置	14	再製糖製造設備	25
その他の設備	21	清酒製造設備	25
かん餅又はびんご餅製造設備	18	ビール又は製法による別種の酒製造設備	32
化学調味料製造設備	16	清酒、みりん又は果実酒製造設備	28
菓子又はしょう油(たしの増粘を含む。)製造設備		その他の酒類製造設備	25
コナラート製法等	28	その他の飲料製造設備	28
その他の設備	21	餅丹、餅蒸、種用、麦芽又はこうじ製造設備(既有用のものを除く。)	21
食酢又はソース製造設備	18	動物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンダー製造設備を含む。)	28
その他の調味料製造設備	21	油脂、製氷又は冷蔵業用設備	
博習設備	22	結氷かん及び凍結器	7
小麦粉製造設備	30	その他の設備	30
豆腐類、こんにやく又はこんにやく製造設備	18	豆腐類、こんにやく又はこんにやく製造設備	21
その他の豆類処理用設備	21	その他の豆類製造設備	25
コーンスターチ製造設備	23	その他の食料品製造設備	37
その他の農産物加工設備		たばこ製造設備	18
担製でん粉貯蔵等	28		
その他の設備	28		
02 繊維工業			
生糸製造設備		生糸、半沢、羊毛トップ、ラップバニー、反糸、製縮又は再生絹業用設備	26
自動繰糸機	18	製縮又はアイジダ業用設備	26
その他の設備	26	不織布製造設備	25
縮染業用設備	34	フェルト又はフェルト製品製造設備	26
紡績設備	26	線、網又はひら製造設備	26
合成繊維かた織用工業用設備	21	レース製造設備	
ねん糸業用又は糸(紐)に属するものを除く。製造業用設備	29	ラッセルレース機	31
織物設備	26	その他の設備	26
UVヤス生布、編み手袋又はくつ下製造設備	26	製袋業用設備	26
生糸管理又は仕上げ設備		織造製又は乾製物生材料製造設備	25
正動用電機機	9	織製品製造業用設備	18
その他の設備	18	その他の繊維製品製造設備	39
03 製材・木製品工業			
可搬式製材、伐木又は搬出設備		チップ製造業用設備	19
動力伐採機	7	単板又は合板製造設備	22
その他の設備	14	その他の木製品製造設備	24

14	鉄鋼業用設備 表面処理鋼材若しくは鉄板製鋼業又は鉄スクラップ 加工処理業用設備 鍛鉄、鍛鉄、ペースメタル、フェロアロイ、鋳造鋼材 又は鋳鉄製鋼業用設備 その他の設備	14 26 40
15	非鉄金属製造業用設備 特殊材料加工設備 その他の設備	32 20
16	金属製品製造業用設備 金属板巻及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレ ート製造業用設備 その他の設備	17 20
17	はん用機械器具(はん用性を有するもので、鉄の器具 及び構品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付 けることによりその用に供されるものをいう。)製造 業用設備(区分20及び区分22に掲げるものを除く。)	35
18	生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。) 製造業用設備(区分21及び区分22に掲げるものを除く。) 金属加工機械製造設備 その他の設備	26 35
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供さ れるもの(これらのものであって物の生産の用に供さ れるものを含む。)をいう。)製造業用設備(区分17、 区分21及び区分22に掲げるものを除く。)	20
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 赤ディスプレイ(液晶型又は有機EL型のものに限る。) 製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は 半導体素子製造設備 その他の設備	17 17 14 20
21	電気機械器具製造業用設備	20
22	情報通信機械器具製造業用設備	20
23	輸送用機械器具製造業用設備	26
24	その他の製造業用設備	26
25	農業用設備	19
26	林業用設備	14
27	漁業用設備(区分2に掲げるものを除く。)	14

28	製造業用設備	17
29	製造業用設備 自動成形装置 その他の設備	14 20
30	食品業用設備	20
31	食品食品卸売業用設備	20
32	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 石油又は液化石油ガス卸売業用設備(貯蔵を除く。) その他の設備	37 20
33	食品食品小売業用設備	26
34	その他の小売業用設備 ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備	20 20
35	上記として金属製のもの その他のもの	40 20
36	卸売業用設備	20
37	飲食店業用設備	20
38	洗濯業、理容業、美容業又は理髪業用設備	26
39	その他の生活関連サービス業用設備	17
40	医療業用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備	19 36 36
41	上記として金属製のもの その他のもの	47 20
42	教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備 教育用実験シミュレータ設備 その他の設備	14 14 20
43	上記として金属製のもの その他のもの	47 20
44	自動車整備業用設備	41
45	その他のサービス業用設備	30
46	船舶及び港湾の機械設備以外のもの並びに前掲及び 後掲の区分によらないもの 機械式駐車設備 その他の設備	20 20
47	上記として金属製のもの その他のもの	47 20
48	キュービクル式変電設備	20

製材業用設備 製材用自動溶材装置 その他の設備	19 20	木材加工業用設備	31
04 家具・建具工業			
家具製家具若しくは建具又は建築金物製造設備 めっき又はアルマイト加工設備 塗装設備 その他の設備	18 20 24		
05 紙・紙加工品工業			
パルプ製造設備	28	段ボール、段ボール箱又は紙製容器製鋼設備	28
工字紙製鋼設備	16	その他の紙製品製鋼設備	23
丸筒式又は角筒式製鋼設備	28	捲紙製鋼設備	21
蒸気式製鋼設備	32	ボロファン製鋼設備	21
ガラスカーナイズドファイバー又は加工品製鋼設備	28	繊維製鋼設備	30
06 印刷・製本業			
目録新聞紙印刷設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	10 21	金属板その他の特殊物印刷設備 製本設備 互換製版業用設備	21 12 13
印刷設備	19	活字業用設備	11
活字鑄造業用設備	21		
07 化学工業			
アンモニア製造設備 硫酸又は硫酸製造設備 硝酸又は硝酸製造設備 その他の化学原料製造設備 配合原料の原料製造設備 ソーダ灰、塩化アンモニウム、苛性ソーダ又は苛性カリ製造設備 (商業用設備を含む。)	22 19 19 24 21 17	石油又は天然ガス原料とするエチレン、プロピレン、ブチレ ン、ブタジエン又はアセチレン製造設備 ジエチルエーテル製造設備 アクリロニトリル又はアクリル酸エステル製造設備 コカソール、エタノール、アセトン、メタノール、アセトアル ド、メチルメタクリレート又はメチルメタクリレート製造設備 スチレンモノマー製造設備 その他のオレフィン系又はアセチレン系高沸点液体製造設備	22 19 17 19 22 19
硫酸ソーダ、水酸化ソーダ、集水用石炭、苛性ソーダ又は硫酸 化ソーダ製造設備 その他のソーダ灰又は苛性製造設備 全量ソーダ製造設備 アンモニアを主成分とするアンモニア及び塩化アンモニアを除 く。)製造設備 炭酸マグネシウム製造設備 苦汁製炭又はその高品位製造設備	17 20 24 22 17 19	アルギン酸製造設備 フルフルル製造設備 セルロイド又は硝化綿製造設備 硝酸繊維製造設備 繊維用グリコール縮ソーダ製造設備 その他の有機系繊維製造設備	24 26 24 19 24
軽質炭酸カルシウム製造設備 カーバイド製造設備(有機製造設備を除く。) 硫酸鉄製造設備 その他の硫酸系又は硫酸塩製造設備 炭素、よう素又は重炭素、臭素若しくはヨウ素化合物製造設備 上向き用成非設備 その他の設備 ふっ素その他のふっ素化合物製造設備 重炭酸の製造設備 りん酸又は塩化りん酸製造設備 りん酸又はりん酸化合物製造設備 ばんがら製造設備 酸丹、リサーチ又は重炭酸製造設備 酸水オキシ、リトシム又はバリウム重製造設備 無水カルシウム製造設備	19 22 17 22 22 17 14 12 17 24 14 26 22 17	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブタン製造設備 炭素系、窒素系又は有機系系合成樹脂製造設備 その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備 ポリスチレン又はポリスチレン系樹脂製造設備 硝酸繊維製造設備 合成繊維製造設備 合成繊維製造設備 石けん製造設備 硬質石、軟質石又はグリセリン製造設備 合成樹脂又は界面活性剤製造設備 ビタミン製造設備 その他の医薬品製造設備(製剤又は成分製造設備を含む。) 殺菌剤、殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤その他の殺菌剤用製剤製造 設備 薬用オキシ、リトシム又はバリウム重製造設備 その他の天然物製造設備(揮発性又は非揮発性を含む。)	17 20 19 22 22 19 22 22 22 17 14 19 17

その他のタロム化合物製造設備	22	塗料又は印刷インキ製造設備	22
一級ピマンタン製造設備	19	その他のインキ製造設備	21
五酸化その他の珪酸化合物製造設備	24	塗料又は顔料製造設備	17
有機製造設備	19	顔料又は着色剤製造設備	17
有機製造設備	17	顔料製造設備	17
一級ピマンタン製造設備	19	合成樹脂用可塑剤製造設備	19
有機製造設備	24	合成樹脂用硬化剤製造設備	17
ビロキシシ製造設備	17	有機高分子、互換高分子又は人造香料製造設備	19
硝基、水素、一級ピマンタン又は硝酸アセチレン製造設備	24	ニヤ出し剤、硝基材料又は臭化剤製造設備	22
硝基又は硝基式製造設備	24	硝基剤製造設備	22
その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備		トルエン製造設備	17
合成樹脂製造設備及びイオン交換樹脂	1	リウレン又はリウレン製造設備	22
その他の設備	17	化粧品製造設備	22
活性炭製造設備	14	ゼラチン又はにかわ製造設備	14
その他の無機化学製品製造設備	29	互換フォームその他の写真感光材料(感光を使用するもの)に関する製造設備	19
石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備	19	窒素エア製造設備	14
生体中間体製造設備	17	水工でん粉製造設備	24
アルキルベンゼンール又はアルキルフェノール製造設備	19	活性炭又はシリカゲル製造設備	24
カプロラクタム、シクロヘキサリン又はアテフタル酸(アテフタル酸ジメチルを含む。)製造設備	17	塗料製造設備	22
イソシアネート製造設備	17	電気絶縁材料(マイカ系を含む。)製造設備	29
炭素水素の塩化物、臭化物又はホウ素化合物製造設備	17	カーボンブラック製造設備	19
メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備	22	その他の化学工業製品製造設備	31
その他のアルコール又はケトン製造設備	19	石油精製設備(煤油精又はグリース精製設備を含む。)	19
アセトアルデヒド又は酢酸製造設備	17	アスファルト臭剤その他のアスファルト製品製造設備	24
シクロヘキサリアン製造設備	17	ドッチコート製造設備	17
アミン又はメアミン製造設備	19	油酸、豆油酸、オガライト(オガタンを含む。)又は炭素粉末製造設備	19
硝酸、リウレン、硫酸、硝石類(硝石硫酸類を含む。)、こはく酸、くまみ酸、タンニン酸又は誘導体製造設備	19	その他の石油又は石油製品製造設備	34
08 二人製品製造業			
タイヤ又はチューブ製造設備	22	ゴム製造設備	22
両ゴム製造設備	22	その他のゴム製品製造設備	22
フォームラバー製造設備	22		
09 皮革製品製造業			
皮革設備	23	その他の皮革製品製造設備	29
機械くつ製造設備	21		
10 窯業			
珪ガラス製造設備(みがき設備を含む。)	35	セメント製造設備	33
その他のガラス製品製造設備(珪ガラス製造設備を含む。)		コンクリート製造設備	22
ろっぼろ及びブローイング	8	セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備	
溶炉	23	移動式製造又は架設設備及び移動組立式成形設備	18
その他の設備	23	その他の設備	30
陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はろうわ基製造設備		石灰又は石膏灰製造設備	29
耐火物(生産機のもの)	8	石こうボード製造設備	
耐火物(その他のもの)	12	煉成炉	13
トンネルがま	18	その他の設備	30
その他の炉	20	ほうろく焼成製造設備	
その他の設備	20	ろっぼろ	8
炭素繊維製造設備		その他の炉	18
炭素繊維	19	その他の設備	30
その他の設備	25	石膏又は石膏セメント製品製造設備	30

その他の炭素製品製造設備		炭素(黒鉛)繊維を含む。)又は炭素製品製造設備	30
炭素繊維	19	玉石又は細石製造設備	30
その他の設備	30	その他の炭素製品又は土石製品製造設備	
人造軽材製造設備		トンネルがま	30
炭酸灰	13	その他のがま	35
その他の設備	23	その他の設備	38
研削土石又は研摩布紙製造設備			
団灰がま	30		
トンネルがま	18		
その他の装置がま	13		
その他の設備	25		
11 非鉄金属工業			
銅、鉛又は亜鉛精錬設備	25	チタニウム製設備	28
アルミニウム精錬設備	34	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備	34
ペリウム銅合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、ニオブ、		非鉄金属鋳造製備用設備	
アルゴン、シリコン、セリウム又は希土類金属精錬設備	20	ダイカスト設備	32
ニッケル、マンガンステン又はモリブデン精錬設備	28	その他の設備	38
その他の非鉄金属精錬設備	34		
12 鑄造製備工業			
製鉄設備	31	鉄鑄造製備用設備	26
鋼鉄又は合金鉄製造設備	22	鋳造物又は鑄造物製造製備用設備	22
製鋼設備	31	金属熱処理製備用設備	22
圧縮式鋳造製備用設備	26	その他の熱処理製備用設備	22
熱間熱間圧延設備	31	鋼鉄又はケーブル製造設備	22
熱間冷間圧延又は熱間冷間成形設備	31	高ファイバー製造設備	18
鋳造製備設備	31	金属粉末又ははく(任意によるものを除く。)製造設備	18
熱間熱間圧延機を含む。)1設備及び熱間熱間用シャーリン	24	鉛玉石金属製品製造設備	22
グ設備並びに伸線又はシャーリング製備用設備			
表くす処理製備用設備	15		
13 金属製品工業			
銅製備設備	22	合成樹脂基盤、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備	
銅製備設備	26	彫刻又は先沖設備及び水性塗料装置	15
銅製備設備	24	その他の設備	24
くす、リベット又はスプリング製備用設備	26	玉石又ははく(任意によるもの)の物品製造設備	26
圧延製備用設備	22	鋳造用機具製造設備	26
銅製備設備	24	金属製粉末又は粉末製備設備	24
その他の金属又は合金製品製造設備	31	鋳造物製造設備	22
針針又はモン針製備設備	20	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工製備用設備	
押出しチューブ又は自動巻立方式による金属かん製備設備	24	めっき又はアルマイト加工設備	15
その他の金属製管製備設備	31	その他の設備	26
電気めっき製備設備	26	積層材料製備用設備	24
その他のめっき又はアルマイト加工設備	15	その他の金属製品製造設備	28
金属製設備			
彫刻又は先沖設備及び水性塗料装置	15		
その他の設備	20		
14 機械器具製造業			
ボイラー製造設備	28	自動車、軽トラックその他の動力伝達装置製造製備用設備	28
エンジン、タービン又は水車製造設備	25	農業用ロボット製造設備	28
農業用機械製造設備	28	その他の農業用機器又は農産品若しくは副産品製造設備	30
建設機械、鉱山機械又は防衛用機器製造設備	25	非鉄金属製備設備	28
金属加工機械製造設備	25	食器用、器わう用、家庭用又はサービス用機器(電気器具を除く。)製造設備	30
農業用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備	28	農業用又は民生用電気機器製造設備	28
機械工具、金型又は鋳具製造製備用設備	25	銃器製造設備	22
建設機械(モンシを含む。)又は同部分品若しくは副産品製造設備	28	銃砲、砲発射又は保管、装まようその他の銃器用製品製造設備	28

風力発電機、太陽電池又はその分解機製造設備	26	自動車分解整備専用設備	30
液体機製造設備	26	上記以外の機械器具、部材又は附属品製造設備	32
圧入又はコシ納受若しくは同部材製造設備	23	機械要素以外の設備に属する修理工場用又は下加工場用機械設備	32
15 電気機械器具製造設備			
電気計測器、電気測定用機器、電子応用機器又は同部材製造設備	28	仮括若しくは蓄電池製造設備	25
ホドイストリコ型又は蓄電池型のものに限る。製造設備	17	プリント基板製造設備	17
交流電圧変換機製造設備	24	フェライト製品製造設備	25
電線、電子管又は真空管製造設備	22	電気機用部材製造設備	24
半導体集積回路(素子数が500以上のものに限る。)製造設備	24	磁気記録製造設備	25
その他の半導体電子部品製造設備	20	その他の電気製造設備	24
16 輸送機製造設備			
自動車製造設備	22	鋼管製又は鉄鋼製	26
自動車車体製造又は組立設備	24	木製製又は鉄鋼製	22
鉄道車両又は同部材製造設備	26	組立機、車庫機又はハッチカバー製造設備	22
車両用エンジン、同部材又は車両用電装品製造設備(エンジン又はクワッチ製造設備を含む。)	22	— 線巻設備	22
車両用ブレーキ製造設備	24	— その他の設備	22
その他の車両部材又は附属品製造設備	26	航空機若しくは同部材(エンジン、機内空気圧装置、回転機、プロペラ、計器、降着装置又は最終部品に限る。)製造又は修理設備	22
自転車又は同部材若しくは附属品製造設備	15	その他の航空機用機組製造設備	22
— めっき設備	25		
— その他の設備	25		
17 精密機械器具製造業			
試験機、測定器又は計量機製造設備	26	レンズ又は光学機器若しくは同部材製造設備	24
医療用機器製造設備	29	ウォッチ若しくは同部材又は石英機用シャッター製造設備	24
理化学用機器製造設備	26	クロック若しくは同部材、オルゴールムーブメント又は時計フェルト用スプール製造設備	29
18 その他製造業			
塗料製造設備	28	真空蒸着処理専用設備	20
レコード製造設備	20	メッキ製造設備	25
— 吹込設備	20	コルク又はコルク製品製造設備	25
— その他の設備	20	つらばお又は附属品製造設備	25
がんじ製造設備		果汁製造設備	20
— 合成樹脂成形設備		ろくろ製造設備	18
— その他の設備	23, 28	リノウム、リノワイル又はアスファルトタイル製造設備	20
万年筆、シャープペンシル又はペン製造設備	26	皮革製造設備	
ボールペン製造設備	25	— 機械、い草織物機及び織機	
鉛筆製造設備	23	— その他の設備	13, 25
鉛の具その他の鉛用器具製造設備	26	紙製造設備	13
身辺用雑貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備		その他のわらでん製造設備	20
— 製組加工設備	20	木づら製造又は構製設備	20
— その他の設備	20	印刷その他の印刷の製造又は複製設備	25
— 前掲の区分によらないもの	28	漆器製造設備	
ポタン製造設備	23	— 人丁ふき設備	20
		— その他の設備	25
スライダファスナー製造設備			
— 自動巻油成形又はスライダ製造機	18	炭床、磨石又は半貴石加工設備	18
— 自動巻油機付機	13	水産物乾燥設備	5
— その他の設備	28	— 竹製のもの	10
合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工専用設備	20	— その他のもの	
紙ぼうのボリロン製造設備	20	漆塗り用設備	18
繊維製材製造設備	23	皮革以外の製造設備	28
前材料製造設備	20		

19 燃料販売業			
石油又は液化石油ガス非常用設備(貯蔵を除く。)	26	建築石油ガソリンスタンド設備	22
非常用設備	28	機械式駐車設備	42
ガソリンスタンド設備	22		
20 その他の産業			
クリーニング設備	18	産業用洗濯設備	15
乾燥機用設備	18	フライアッシュ処理設備	25
火葬設備	40	石油ガス、石油ガス又はロータス製炭設備(ガス精製又はガス工業用非常ガス発生設備を含む。)	25
天然ガス専業用設備	15	ガス工業用供給設備	
その他の専業用設備	20	ガス配管(納品制のもの)	55
埋蔵苦み類生産設備	25	ガス配管(その他のもの)	53
砂利採取又は卵石の採掘若しくは砕石設備	20	管渠用計量器	53
砂洗装置設備	20	その他の設備	55
全量蒸留設備(蒸留塔設備を含む。)	25	上水道又は下水道専用設備	50
石炭蒸留設備(蒸留塔設備を含む。)		屋内空気清浄工業用設備	
除塵機械及びコンベヤ	13	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
その他の設備	23	アナログ交換設備	40
前掲の区分によらないもの	20	その他の設備	25
石油又は天然ガス配管設備		屋内電気通信専用設備	
坑井設備	8	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
掘削設備	13	アナログ交換設備	40
その他の設備	20	その他の設備	18
天然ガス圧縮処理設備	25	ラジオ又はテレビジョン放送設備	15
蒸留装置設備(増設又は増設並設設備を含む。)	15	その他の通信設備(転運用用も含む。)	25
その他の専業用設備(埋蔵苦み類生産設備を含む。)	25	ホテル、旅館又は料理店専用設備及び給食用設備	
製氷機又は製氷貯蔵設備		引込管	13
製氷機	8	その他の設備	25
その他の設備	20	公共用輸送機	
電気工業用水力発電設備	55	かま、田舎形及び和かん	8
その他の水力発電設備	50	その他の設備	20
電力発電設備	38	設置用用取付設備(取付機付のものに限る。)	23
内燃機又はガスタービン発電設備	35	遊ーリング揚用設備	
発電又は電気工業用変電若しくは制御設備		ローン	13
管渠用計量器	38	その他の設備	25
圧上変圧器	45	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他の設備	55	上として全量製のもの	45
鉄道又は軌道工業用発電設備	50	その他のもの	20
変電設備又は送電用制御設備	20	キュービクル式変電設備	
		サーキットブレイカー類(CB類)	25
		バローヒューズ・スイッチ類(PF・B類)	20

別表2及び別表3 略

別表2及び別表3 略

様式第1-①から様式第8まで 略

様式第1-①から様式第8まで 略

(参考) 補償方法判定フローチャート 略

(参考) 補償方法判定フローチャート 略